

伊丹市公平委員会規則第 1 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 4 日

伊丹市公平委員会
委員長 菊井 康夫

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（令和 8 年伊丹市公平委員会規則 1 号）

管理職員等の範囲を定める規則（昭和 4 1 年伊丹市公平委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前		改 正 後	
別表		別表	
機関	職	機関	職
(略)		(略)	
市長部局	理事 技監 市長付参事 会計管理者 部長 参事 班長 次長 副参事 室長 副班長 課 長 主幹 消費生活センター所長 人権啓発セ ンター所長 環境クリーンセンター所長 財政 企画課主査 経営企画課主査 秘書課主査 法 制課主査 <u>人事課主査</u> （人事・サービス・行政組 織・定数管理に関する事務を担当する者に限 る。） 給与制度課主査 管財課主査（庁舎の 管理または警備に関する事務を担当する者に限 る。） <u>人事課</u> の事務員（人事・サービスに関する 事務に係る企画を担当する者に限る。） 給与 制度課の事務員（給与に関する事務に係る企画 および職員団体に関する事務を担当する者に限 る。）	市長部局	理事 技監 市長付参事 会計管理者 部長 参事 班長 次長 副参事 室長 副班長 課 長 主幹 消費生活センター所長 人権啓発セ ンター所長 環境クリーンセンター所長 財政 企画課主査 経営企画課主査 秘書課主査 法 制課主査 <u>人事研修課主査</u> （人事・サービス・行政 組織・定数管理に関する事務を担当する者に限 る。） 給与制度課主査 管財課主査（庁舎の 管理または警備に関する事務を担当する者に限 る。） <u>人事研修課</u> の事務員（人事・サービスに関 する事務に係る企画を担当する者に限る。） 給与制度課の事務員（給与に関する事務に係る 企画および職員団体に関する事務を担当する者 に限る。）

<p>教育委員会事務局および同委員会所管の学校園その他教育機関</p>	<p>教育次長 教育長付参事 部長 参事 班長 次長 副参事 室長 副班長 課長 主幹 総合教育センター所長 小学校給食センター所長 中学校給食センター所長 こども文化科学館長 こども発達支援センター所長 公民館長 図書館長 教育政策課主査（秘書に関する事務を担当する者に限る。） <u>職員課主査</u> 高等学校長 高等学校の教頭 こども園長 幼稚園長 保育所長 ひかり保育園長 事務長</p>	<p>教育委員会事務局および同委員会所管の学校園その他教育機関</p>	<p>教育次長 教育長付参事 部長 参事 班長 次長 副参事 室長 副班長 課長 主幹 総合教育センター所長 小学校給食センター所長 中学校給食センター所長 こども文化科学館長 こども発達支援センター所長 公民館長 図書館長 教育政策課主査（秘書に関する事務を担当する者に限る。） <u>教職員課主査</u> <u>教育人事課主査</u> 高等学校長 高等学校の教頭 こども園長 幼稚園長 保育所長 ひかり保育園長 事務長 <u>教職員課の事務員(人事・服務・給与に関する事務に係る企画および職員団体に関する事務を担当するものに限る。)</u> <u>教育人事課の事務員(人事・服務・給与に関する事務に係る企画および職員団体に関する事務を担当するものに限る。)</u></p>
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。